税のたより ¥！？



家屋を取り壊したら連絡を

家屋の全部または一部を取り壊した場合は税務課固定資産税係へご連絡をお願いします。

その後、税務課で調査を行い、翌年度の課税に反映します。

今年中に家屋の取り壊しをした場合、連絡がないと調査ができないこともあり、翌年度以降も今年度と同様の課税がされる恐れがあります。適切な課税を行うためにも皆さんのご協力をお願いします。

なお、法務局へ建物滅失登記申請をした場合、連絡は不要です。

問 役場　税務課　内線178

相談窓口

予予約制

▲その他の相談

相談窓口	とき		ところ	予約・問合せ先
予弁護士による無料法律相談	1/19(火) ※12/1(火)8:30～予約開始	14:00～16:00 ※1組25分程度	総合福祉センター 1階　相談室	社会福祉協議会 ☎(441)1820
予司法書士による相続登記・成年後見等相談	1/12(火) ※12/1(火)8:30～予約開始			
人権・行政相談	12/8(火)	13:00～15:00	役場　2階 第２会議室	総務課　内線162
休日納税相談	12/5(土)・6(日)	9:00～12:00、 13:00～17:00	役場　1階　収納課	収納課　内線122

公共施設予約システムをご利用ください

お手持ちのパソコンやスマートフォンなどから、簡単に町内の公共施設の空き状況確認や予約申込ができます。ぜひご利用ください。

なお、予約申込には事前に窓口での利用者登録が必要です。

▲詳細は町HP

問 防災コミュニティ(ふれあい)センターについて　役場　企画政策課　内線134

公民館について　公民館内　社会教育課　☎(443)2671

スポーツセンターについて　スポーツセンター　☎(443)7077

多世代交流センターについて　多世代交流センター　☎(443)0553